

令和元年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和元年 10 月 23 日（水） 午前 9 時 から 午前 10 時 20 分

2 場 所：鹿屋市役所 7 階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	出	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂	出	持増 正		
欠	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明

かのやアグリ起業ファーム 主事 甲斐 涼太郎

農地整備課 地籍調査推進室

室 長 吉永 和広

主 査 小川 善弘

5 事務局職員 局 長 長友 浩志

次長兼振興係長 西迫 博

農地係長 下原 隆二

主 査 福嶋 雅明

主 査 鳥巢 良和

主 査 根木原 英一

主 査 鎌田 浩一（輝北総合支所産業建設課）

主 査 村場 浩秋（串良総合支所産業建設課）

主 査 前田 健二（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地転用の事業計画変更について
 - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
 - ・非農地証明について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・平成30年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について
- 〔報告〕
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
 - ・農用地利用配分計画の認可について（通知）
 - ・農地利用（形質）変更届の専決処分について
- 〔その他〕
- ・利用権設定等申出書について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 寺下 幸弘 委員 ・ 上野 輝男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和元年度 第7回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和元年 10月23日(水) 開会 午前9時 閉会 午前10時20分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和元年度第7回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の委員の欠席は、ございません。出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。推進委員の欠席は、永山委員の1名です。なお谷口委員が、途中退席をいたします。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号16番の寺下委員と、17番の上野委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の福嶋主査を指名いたします。これより議事に入ります。

議長 1頁、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第54号、1頁から21頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和元年10月24日です。合計面積は、16万2千516.50㎡、うち更新分11万2千570.50㎡、内訳、田2万1千807㎡、畑13万582.50㎡、樹園地1万127㎡です。利用権を設定する者39人、設定を受ける者29人です。始期は、いずれも令和元年11月1日です。期間は、2年、3年、4年11か月、5年、6年、10年です。次の3頁から14頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から3番までは、設定期間が2年です。1番は、賃借権で新規設定。2番、3番は、賃借権で再設定。

次に4頁、4番から7番までは、設定期間が3年です。4番、5番は、賃借権で再設定。6番、7番は、使用貸借権で再設定。8番は、設定期間が4年11か月で、賃借権で再設定。

次に5頁、9番から6頁の14番までは、設定期間が5年です。9番は、賃借権で新規設定。10番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。11番、12番は、賃借権で新規設定。

次に6頁、13番、14番は、賃借権で再設定。次の15番から10頁の28番までは、設定期

間が6年です。6頁、15番は、賃借権で再設定。16番は、使用貸借権で再設定。

次に7頁、17番から19番までは全て、賃借権で再設定。

次に8頁、20番から22番までは全て、賃借権で再設定。

次に9頁、23番から25番までは全て、賃借権で再設定。

次に10頁、26番から28番までは全て、賃借権で再設定。

次に11頁、29番から14頁の41番までは、設定期間が10年です。11頁、29番、30番は、賃借権で新規設定。31番、32番は、使用貸借権で新規設定。

次に12頁、33番は、賃借権で新規設定。34番は、使用貸借権で新規設定。35番は、賃借権で新規設定。36番は、賃借権で再設定。37番は、次の頁にかけて、使用貸借権で再設定。

次に13頁、38番は、使用貸借権で再設定。39番は、賃借権で再設定。

次に14頁、40番、41番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、3頁、1番から3番の2年もの3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に4頁、4番から7番までの3年もの4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に4頁、8番の4年11ヶ月もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に5頁、9番から、6頁、14番までの5年もの6件ですが、5頁、10番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、清水委員に退席いただき審議します。

(清水委員：退席)

5頁、10番について事務局の説明をお願いします。

下 原 　　5頁の10番は、借人清水委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です

議 長 　　清水委員に係る10番の5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(清水委員：着席)

清水委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの5年もの5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に6頁、15番から、10頁、28番までの6年もの14件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に11頁、29番から、14頁、41番までの10年もの13件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に15頁、「農業経営基盤強化法に基づく所有権移転について」事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、15頁から17頁です。15頁で説明します。公告年月日は令和元年10月24日、合計面積は、畑1万6千591㎡です。所有権を移転する者4人、所有権の移転を受ける者4人です。16頁をご覧ください。1番から17頁の4番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、所有権移転協議が成立したものの4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に18頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、18頁から21頁です。18頁で説明します。公告年月日は、令和元年10月24日です。合計面積は、4万4千425㎡、うち、田4千390㎡、畑4万35㎡です。利用権を設定する者18人で、全て新規設定であります。始期は、令和元年12月1日で、期間は7年、10年です。次の19頁から21頁は、設定期間、権利区分別です。

19頁をご覧ください。1番、2番は、設定期間が7年です。1番は、使用貸借権。2番は、賃借権。次の3番から21頁の18番までは、設定期間が10年です。19頁、3番は、使用貸借権。4番から7番までは全て、賃借権。

次に20頁、8番から16番までは全て、賃借権。

次に21頁、17番、18番は、賃借権。以上です。

議 長 　ただいま説明がありました、19 頁、1 番、2 番の 7 年もの 2 件と 19 頁、3 番から 21 頁、18 番までの 10 年もの 16 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に 34 頁、議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　議案第 55 号、22 頁から 27 頁です。説明に入ります前に、議案書の修正をお願いします。26 頁をお開きください。18 番、19 番、20 番ですが、取下げの申し出がありましたので、番号はそのままで、内容の削除をお願いします。併せて、27 頁をお開きください。総合計の田 7 筆、9 千 252 ㎡が、田 5 筆、7 千 252 ㎡に、畑 29 筆、5 万 3 千 423 ㎡が、畑 28 筆、5 万 2 千 315 ㎡に、計 36 筆、6 万 2 千 675 ㎡が、計 33 筆、5 万 9 千 567 ㎡になりますので修正をお願いします。

それでは 27 頁で説明します。今回は、所有権移転 19 件、使用貸借権設定 1 件の計 20 件です。内訳は、田 5 筆、7 千 252 ㎡、畑 28 筆、5 万 2 千 315 ㎡、計 33 筆、5 万 9 千 567 ㎡です。

初めに 22 頁です。1 番は、畑 3 千 787 ㎡の売買です。2 番は、畑 1 千 642 ㎡の売買です。3 番は、畑 1 千 939 ㎡の売買です。4 番は、次の頁にかけて、畑 1 万 3 千 542 ㎡の贈与です。

次に 23 頁、5 番は、畑 3 千 722 ㎡の売買です。6 番は、畑 3 千 96 ㎡の贈与です。7 番は、畑 995 ㎡の売買です。8 番は、畑 2 千 453 ㎡の贈与です。

次に 24 頁、9 番は、畑 1 千 636 ㎡の売買です。10 番は、田 1 千 6 ㎡の売買です。11 番は、畑 2 千 38 ㎡の売買です。12 番は、次の頁にかけて、田 1 千 664 ㎡、畑 6 千 928 ㎡、計 8 千 592 ㎡の贈与です。

次に 25 頁、13 番は、畑 1 千 952 ㎡の売買です。14 番は、田 820 ㎡の真正な登記名義の回復によるものです。こちらは、平成 12 年の土地改良法による換地処分登記において、誤った登記がなされたため、真正な登記名義の回復を理由に許可を得るものです。

次の 15 番から 27 頁の 23 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　ただいま説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、25 頁、15 番から 26 頁、17 番までと、27 頁、21 番から 23 番までを牧之瀬委員に報告をお願いします。

牧之瀬 　議席番号 12 番の牧之瀬です。去る 10 月 11 日、記載の 2 名の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、25 頁、15 番ですが、関連がありますので、16 番、26 頁の 17 番まで併せて報告し

ます。下限面積の調査です。申請者は、解体業をしながら農業に従事していますが、農地を少し増やしたいとのことでした。今回、取得する農地には甘しょを作付けするとのことでした。作業に必要な農機具は、トラクター等、一式所有していました。

次に 26 頁 18 番ですが、関連がありますので、19 番、20 番まで併せて報告します。下限面積の調査です。申請者は、今まで鉄工業を営んでいて、農業も長年従事していましたが、鉄工業の経営を息子に引継ぎをしたとのこと、農業に専念するとのことでした。作業に必要な農機具はトラクター等、一式所有していました。取得する農地には、甘しょ、水稻を作付けするとのことでした。

次に 27 頁、21 番ですが、関連がありますので 22 番と併せて報告します。下限面積の調査です。申請者は、養豚業を長年、営んでいる方で、今回、兄の体調が悪いため、農地を引き受けて管理するとのことであり、借り受けたものと取得する農地には、水稻と甘しょを作付けするとのことでした。作業に必要な農機具はトラクター等、兄から借り受けるとのことでした。

次に 23 番ですが、市外取得の調査です。申請者は、大隅地区養まん漁業協同組合の方で、水稻、甘しょ等も作られているとのことでした。作業に必要な農機具はトラクター等、一式所有していました。取得する農地には、水稻を作付けするとのことでした。

以上、6 件とも、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、農作業にも常時従事し、下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われるため、調査員としましては、3 条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま説明、報告がありました 20 件、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 28 頁、議案第 56 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第 56 号、28 頁の 1 件です。1 番は、当初の事業では、農地への通路目的で申請地を取得しましたが、転用事業者が体調不良により事業着手できず、実施が困難となったことから、今回、事業継承者との希望条件に合致したことにより事業計画の変更を行うものです。30 頁、5 条申請の 2 番、3 番と関連です。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に 29 頁、議案第 57 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 57 号、29 頁です。今回は 1 件、畑 1 筆、500 m²となっています。1 番は、一般住宅、車庫を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に 30 頁、議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 58 号、30 頁から 34 頁です。34 頁で説明します。今回は、22 件、田 7 筆、3 千 841 m²、畑 17 筆、1 万 6 千 584 m²、計 24 筆、2 万 425 m²となっています。

30 頁をご覧ください。1 番は、宅地造成を行うもので、農地区分は 3 の 5 です。こちらは、隣接する宅地との一体利用での申請です。2 番、3 番は、賃貸住宅、通路を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。4 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。5 番は、共同住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次に 31 頁、6 番は、一般住宅、駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。次の 7 番から 32 頁の 10 番までは、豚舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次に 32 頁、11 番は、農家住宅、農機具倉庫を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次の 12 番から 34 頁の 22 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、32 頁、12 番から 14 番までを倉田委員に、33 頁、15 番から 17 番までを本村委員に、33 頁、18 番から 34 頁、20 番までを田中委員に、34 頁、21 番、22 番を西元委員に報告をお願いします。

倉 田 議席番号 8 番の倉田です。去る 10 月 10 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、32 頁の 12 番ですが、申請地は工業団地の南側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の畜産農家で、申請地に堆肥舎、飼料置場を整備する計画です。当計画は、農業用施設を整備するものであることから、第 1 種農地の許可要件である「農業用施設等」に該当すると判断しました。

次に 13 番ですが、申請地は下堀公民館の北西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農

地の広がりがあり、土地改良事業も施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、一般住宅、駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、隣接地の雑種地に譲渡人である父親が経営している会社の資材置場があり、瓦を運搬するトラックの駐車場が必要なため、理由書を添付しての申請です。

次に14番ですが、申請地は大始良出張所の北西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅、車庫を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、12番から14番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

本 村 推進委員の本村です。去る10月10日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、33頁の15番ですが、申請地は旧菅原小学校の南東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に16番ですが、17番と関連がありますので、併せて報告します。申請地は大浦町公民館の南西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、15番から17番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田 中 議席番号9番の田中です。去る10月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、33頁の18番ですが、申請地は申良商業高校の北西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の公務員で、一般住

宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に34頁の19番ですが、申請地は東原小学校の南西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、20番ですが、申請地は高隈中学校の北東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりが少ないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、18番から20番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

西元 推進委員の西元です。去る10月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、34頁の21番ですが、申請地は鹿屋中学校の北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の公務員で、一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に22番ですが、申請地は新川公民館の南西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりが少ないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、21番から22番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました、30頁から34頁までの許可申請22件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に35頁、議案第59号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案 59 号、35 頁から 40 頁です。35 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 5 件で、畑 3 千 729 m²、その他 264.07 m²、計 3 千 993.07 m²となっています。次の 36 頁から 40 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、35 頁 1 番、2 番を徳田委員に、3 番から 5 番までを泊委員に報告をお願いします。

徳 田 推進委員の徳田です。去る 10 月 10 日、記載の 2 名の委員と事務局で、農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

35 頁の 1 番ですが、周辺図等は 36 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、鹿屋ハートセンターの北東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市内で福祉事業をされている方で、障害者就労のための園芸栽培をしており、申出地に集出荷作業施設を整備する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を整備する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると思われま

す。次に 2 番ですが、周辺図等は 37 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、大黒小学校の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市内で肉用牛子牛生産を営んでいる方で、申出地に牛舎、サイロ、運動場を整備する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を整備する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると思われま

す。ただし、既に牛舎等が整備されており、始末書の添付が必要になると思われます。

以上、1 番、2 番は、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

泊 議席番号 10 番の泊です。去る 10 月 10 日、記載の 2 名の委員と事務局で、農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

35 頁の 3 番ですが、周辺図等は 38 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、串良平和アリーナの南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市外の養豚業を営む法人で、申出地に堆肥舎を整備する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を整備する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると思われま

す。次に 4 番ですが、周辺図等は 39 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地には、

既に一般住宅が建設されていますが、登記地目及び現況地目が農地外であるため、農地法の適用は受けないこととなります。

次に5番ですが、周辺図等は40頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、大始良小学校の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がり無く、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地に一般倉庫を整備する計画です。申出地は、第2種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると思われま。

以上、3番、5番は、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

なお、4番については、農地法による適用は受けないこととなります。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告があった5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に41頁、議案第60号「農地の買受適格証明願いの承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第60号、41頁です。今回は、2件です。内容は記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、41頁、1番、2番を鬼塚委員に、報告をお願いいたします。

鬼塚 　推進委員の鬼塚です。去る10月11日に、記載の2名の委員と事務局で農地の買受者として、申請者が適格かどうかの調査を行いましたので報告いたします。今回は、落札後に農地として利用するため、農地法第3条申請と同等の調査を行いました。

41頁の1番ですが、申請者は、市内の方で、現在、水稻、さつまいもを栽培されているとのこと。農地の取得ができた場合は、さつまいもを栽培されるとのことでした。農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。

次に2番ですが、申請者は、市内の方で、主にだいこんを栽培されているとのこと。農地の取得ができた場合は、だいこんを栽培されるとのことでした。農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。以上です

議長 　ただいま、説明、報告があった2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということで、申請書どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後、3条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る3条申請は、会長専決処分とします。

次に42頁、議案第61号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第61号、42頁です。今回は1件、畑2筆、2千925㎡です。内容は記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、42頁1番を鬼塚委員に報告をお願いします。

鬼 塚 推進委員の鬼塚です。去る10月11日、記載の2名の委員と事務局で、非農地証明について調査を行いましたので、報告します。

42頁の1番ですが、申請地は、高牧公民館の北西に位置し、2筆とも記載の日付から豚舎の敷地として利用しているとのことでした。建物登記もあり、登記年月も20年以上経過していることと、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 説明、報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に43頁、議案第62号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第62号、43頁から74頁です。今回新たに、譲渡希望が58頁、179番から183番まで、次に、賃貸借希望が72頁、178番から73頁、184番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申し出農用地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

58頁、土地の所有者からの譲渡希望の179番を木場会長と川崎委員に、180番と181番を

西ノ原委員と 谷口委員に、182 番を村山委員と本村委員に、183 番を中塩屋委員と垣内委員にお願いします。

次に 72 頁、賃貸借希望の 178 番を西ノ原委員と谷口委員に、179 番と 180 番を上之原委員と永山委員に、73 頁の 181 番を村山委員と本村委員に、182 番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、183 番を榎原委員と清水委員に、184 番を堀之内委員と大園委員にお願いします。

次に 75 頁、議案第 63 号「平成 30 年度地籍調査事業に伴う地目変更の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします

下 原 議案第 63 号、75 頁から 79 頁です。75 頁をご覧ください。平成 30 年度地籍調査事業調査地区に係る地目変更について照会があったものです。地籍調査推進員につきましては、第 1 回総会において、鹿屋地区の南町に榎原委員、下高隈町に園田委員、吾平地区の麓に堀之内委員の推薦を決定し、任命されているところです。

76 頁をご覧ください。それぞれの調査地区において、農地から農地以外の地目へ変更するものと、農地以外の地目から農地へ変更するものについて、現地調査を行っております。事業実施区域図については、77 頁から 79 頁に記載してあります。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。調査がなされていますので、榎原委員、園田委員、堀之内委員に調査結果の報告をお願いします。

榎 原 議席番号 19 番の榎原です。平成 30 年度に実施された地籍調査に伴う地目変更について報告します。令和元年 10 月 10 日に地籍担当職員と南町の一部の地目変更について現地調査を行いました。

76 頁をご覧ください。農地から他の地目に変更するもの合計 46 件、81,358 m²、他の地目から農地へ変更するもの合計 1 件、679 m²については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

園 田 議席番号 14 番の園田です。平成 30 年度に実施された地籍調査に伴う地目変更について報告します。令和元年 10 月 10 日に事務局職員及び地籍担当職員と下高隈町の一部の地目変更について現地調査を行いました。

76 頁をご覧ください。農地から他の地目に変更するもの合計 37 件、21,481.06 m²、他の地目から農地へ変更するもの合計 1 件、113 m²については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

堀之内 議席番号 2 番の堀之内です。平成 30 年度に実施された地籍調査に伴う地目変更について報告します。令和元年 10 月 10 日に事務局職員及び地籍担当職員と吾平町麓の一部の地目変更について現地調査を行いました。

76 頁をご覧ください。農地から他の地目に変更するもの合計 44 件、20,252.27 m²、他の地目から農地へ変更するもの合計 8 件、4,495.16 m²については、現地調査の結果、提案してある地目変更のとおりであり、なんら問題ありませんでした。以上です。

議 長 　　ただいま、調査報告がなされましたが、地籍調査に伴い地目を変更するものです。76 頁、南町の一部の農地から農地以外の地目へ変更するもの 46 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 1 件、下高隈町の一部の農地から農地以外の地目へ変更するもの 37 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 1 件、吾平町麓の一部の農地から農地以外の地目へ変更するもの 44 件、農地以外の地目から農地へ変更するもの 8 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、その旨を市長部局へ報告します。

次に、80 頁「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　合意解約について、80 頁、81 頁です。81 頁で説明します。今回は 8 件、畑 12 筆、2 万 6 千 463 m²です。これらは全て、第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに 80 頁です。1 番は、借り手の都合。2 番は、借り手の変更。3 番、4 番は、中間管理機構への貸出しのため。

次に 81 頁、5 番から 8 番までは、売買のため。以上です。

議 長 　　ただいまの報告のとおり、80 頁から 81 頁まで 8 件の合意解約です。

次に別冊の「農用地利用配分計画の認可について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

鳥 巢 　　1 頁から 13 頁までの農用地利用配分計画については、8 月総会で審議しましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定により、令和元年 9 月 30 日付けで 35 件の認可がおりましたので報告します。内容については、お目通しください。

議 長 　　ただいまの報告のとおり、1 頁から 13 頁まで 35 件の配分計画です。

次に 82 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」の報告ですが、農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

（入佐委員：退席）

申請地は、吾平町下名の田、1 筆の 2,403 m²の一部 2,000 m²です。残りの 403 m²は、用途変更済みで農業用倉庫が建てられています。変更理由は、水稻育苗用ビニールハウスを建設するため 1 m 位盛土をするためです。工期が、総会前に着手となっていたため、9 月 24

日に、福元副会長により現地調査を行い専決処分としたものです。この専決処分に対して承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、承認されました。報告しておきます。

以上で、第7回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次にその他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ、事務局の方からお願いします。

局長 それでは、事務局の方から2点ほど、お願いがあります。お手元に配布してある、利用権設定申出書の改善についてをご覧ください。9月議会の一般質問において、農地の利用権設定申出書の改善についての質問がございました。内容については、

1つ目が、「他市町の利用権設定申出書は、1枚で済むのに、鹿屋市は2枚であるため1枚に見直す考えはないか。」との質問で、

2つ目が、「他市町には、利用権設定申出書に土地改良区や水利組合への賦課金支払者等の確認欄があるが、鹿屋市も確認欄を追加する考えはないか。」との質問でした。

この答弁については、申出書を1枚にできないかと賦課金の確認欄については、「利便性の向上の観点から農業委員会の運営委員会、総会で協議し検討してまいります。」と答弁をしているところです。利用権設定の申出書の改善については、今配布している資料の3頁と4頁をご覧ください。鹿屋市の利用権設定申出書となっておりますが、3頁の利用権設定等申出書が他市町にはないもので、申出書には、借り手に、

- 1 世帯構成及び農業従事状況
- 2 耕作状況
- 3 家畜飼養状況
- 4 農業者年金加入状況
- 5 使用している農機具
- 6 借り入れをする理由

貸し手に、

- 1 利用権を設定する土地の表示
- 2 申し出をする理由

が記載されております。鹿屋市が申請時に2枚もらうというのは、毎月、約100件程度の申

請や更新ありますが、これらの申出内容については、その都度、農地台帳に転記しております。その際に申出内容が、農地台帳の内容と変更がないかなど、確認するために提出をいただいているところです。資料の2頁にあるように県内19市においては、申請時に2枚以上提出しているのが、鹿児島市、薩摩川内市、西之表市、曾於市、鹿屋市の5市となっており、肝属2市4町では、鹿屋市のみで、垂水市と錦江町は3枚複写となっています。

次に2つ目の土地改良区や水利組合への賦課金支払者等の確認欄ですが、5頁が肝付町の申出書、6頁が錦江町の申出書となっています。どちらの申出書も下段の方に賦課金の確認欄が設けてあります。

以上の内容を踏まえて、別紙のA4、1枚紙の利用権設定申出書の改善アンケートを運営委員会で協議、検討を行なう前に、委員の皆様からアンケートをいただき、検討資料として集約したいと考えております。そこでこのアンケート用紙を次回の総会時、11月22日に提出をお願いします。その提出していただいたアンケートを事務局で集計をしたあと、12月18日（水曜日）頃に運営委員会の開催を予定しているのですが、その中で協議して、まとめれば、その結果を総会でどうでしょうかと諮りたいと考えているところです。その総会で、もう少し検討が必要だよとなれば、再度協議すると考えておりますので、とりあえずは、皆様をお願いしたいのはこのアンケート用紙を次回の総会時に提出をしていただきたいと考えております。内容については、利用権設定の申出書を、2枚を1枚にした方がいいとか、そのようなアンケートになっておりますので、是非、ご協力よろしく申し上げます。

あともう1点、鹿屋地区の人だけなんですけれども、鹿屋地区の農業委員さん、推進委員さんに、令和元年度鹿屋地区認定農業者の会支部会の案内がきていると思うのですが、文書の方は事務局の職員の出席にご配慮くださいとなっているのですが、担当課、農林水産課の方から農業委員、推進委員さんの方にも声かけをし、出席をお願いしたいとのことですので、この会が終わってから、日時と場所と出欠を私の方まで、報告をお願いします。

次 長 あと、お手元に令和元年度の農業委員会概要ができましたので、ご活用していただければと思います。以上です。

鳥 巢 お手元に、令和元年度の農業祭農地相談担当表がありますが、期日が輝北、吾平地区が、11月10日、串良、鹿屋地区が11月23日、事務局の担当職員は記載のとおりとなっております。総会終了後に、各地区の委員で話し合いをし、各地区担当委員を3名ずつ決定し、鳥巢まで報告をお願いします。

局 長 それでは、11月の調査委員を申し上げます。

- ・11月13日、水曜日、4条5条の調査が、郷原委員、村場委員でございます。
- ・11月13日、水曜日、農振調査が、新原委員、藏ヶ崎委員でございます。
- ・11月14日、木曜日、4条5条の調査が、園田委員、田村委員でございます。
- ・11月14日、木曜日、3条調査が、上野委員、高田委員でございます。

議長 他に何かございませんか。

新村 先ほど説明のありました利用権設定の申出の改善ということでありましたが、これは、アンケートを次の総会までに提出をしてもらって、それを集約をして、12月の総会の中で内容については検討をするということですか。

局長 11月の総会で頂いたアンケートを集計する。そのあと、12月の総会前に運営協議会を12月18日ぐらいの予定で開催しようと考えていますが、その中で協議をして、その中でまとまれば、12月の総会に出して協議しようという形を取りたいと考えています。

新村 アンケートがあるので、アンケートに全部書けばいいと思うのですけれども、その間に自分たちが意見する場がないと思うので、若干この内容に意見を述べさせていただきたい。肝付町のものを見たのですけれども、上の方に農業委員、推進委員というのがあるのですけれども、これは、やはり2名とも必要なかどうか。鹿屋市の方は2枚目の方に、一番下の方に名前を書いて印鑑を押す欄があるのですけれども、そういった具合に1名でいいのか、あるいは、農業委員、推進委員2名が連名で記入押印した方がいいのか、そこら辺りを少し検討していただきたい。それから、賃借料については、8月の総会で総額を記載するというところで申し合わせがあったのですけれども、今回のこの申出書を見ますと、10a当たりと表記がされていますけれども、その辺りもちよっと……。それから、肝付町の申出書ですが、農業委員、推進委員の寄与があったという、中央の段ぐらいですが、それと、遵守事項の誓約というところですが、一番下の段の最後のところですが、名前の記載と押印とあるのですが、何回書いて印鑑をつかなければならないのか、そこら辺りの簡略化ができないのかどうか。それから、先ほどありましたが、租税公課の関係ですけれども、やはりこれは、借主と貸主でトラブルがあるというのは事実なんですけれども、やはり、畑かんの賦課金を誰が払うのかといったことは、時々出てきますので、これは、必要じゃないのかなということだと思います。今資料を見て感じましたので、こういうことも含めて、運営委員会などでも検討していただきたい。

局長 わかりました。

議長 他にございませんか。ないようですので、これをもって令和元年度第7回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)